

1. 賃金引上げ等の実態に関する調査から

今回は、厚生労働省が発表した、平成 29 年「賃金引上げ等の実態に関する調査」についてご紹介したいと思います。この調査は、毎年8月に行っているもので、「製造業」及び「卸売業、小売業」については常用労働者 30 人以上、その他の産業については常用労働者 100 人以上を雇用する企業を対象としています。ポイントとして、次のような点が挙げられます

- 全企業のうち、平成 29 年中に「1人平均賃金を引き上げた・引き上げる」は 87.8%(前年 86.7%) で、前年を上回る。
- 平成 29 年の1人平均賃金(所定内賃金(時間外手当、休日手当等を除いた毎月支払われる賃金)の1人当たりの平均額)の改定額(予定を含む)は 5,627 円(前年 5,176 円)、改定率は 2.0%(同 1.9%)で、いずれも前年を上回る。
- 平成 29 年中の賃金改定が未定以外の全企業(賃金の改定を実施し又は予定している企業及び賃金の改定を実施しない企業)のうち、定期昇給を「行った・行う」は、管理職 69.0%(前年 68.1%)、一般職 77.5%(同 78.4%)で、管理職は前年を上回る。
- 定期昇給制度がある企業のうち、平成 29 年中にベースアップを「行った・行う」は、管理職 22.9%(前年 17.8%)、一般職 26.8%(同 23.3%)で、管理職、一般職ともに前年を上回る。

なお、平成 29 年中に賃金の改定を実施し又は予定して額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」が 55.0%(前年 51.4%)と最も多く、「重視した要素はない」を除くと、「労働力の確保・定着」が 8.7%(同 11.0%)、次いで「世間相場」が 5.1%(同 4.2%)となっています。



2. 治療と職業生活の両立支援への取組

過去にお伝えしたことはありますが、近年、何らかの病気を抱えた労働者が治療等を理由に離職せず働き続けることができる「治療と職業生活の両立支援」の重要性が高まっています。これは、治療技術の進歩による生存率の向上(「不治の病」が「長く付き合う病気」に)から従来に比べ治療と仕事の両立が可能な状況になっていること、一方、労働者自身の理解不足や職場の支援体制の不足から離職に至るケースがあり、今後の高齢化によりこの問題に直面することが増えること等から、厚生労働省は、事業場における取組をまとめた「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」)を昨年発表しております。

ガイドラインでは、労働者本人からの支援を求める申出によりスタートさせることや「個別事例の特性(注:個人ごとの病気や治療の状況)に応じた配慮」などを両立支援の留意事項とし、両立支援を行うための環境整備(実施前の準備事項)として、(1)事業者による基本方針等の表明と労働者への周知、(2)研修等による両立支援に関する意識啓発、(3)相談窓口等の明確化、(4)両立支援に関する制度・体制等(社内制度、対応手順・役割の整理や実効性の確保、など)の整備を挙げています。休職・休暇制度や時差勤務、短時間勤務といった労働時間制度、また、復職時の試し勤務やこれらを規定化し施行することは(4)の具体的方策であって、会社の方針を立て「安心して相談できる」体制を整備する(1)~(3)、本人同意のもとで主治医、産業医等の産業保健スタッフや人事労務担当者との関係者の間で行う情報共有と連携することが重要です。

この治療と職業生活の両立支援を検討するにあたり、ガイドラインの他、これに先だって発表されている「治療を受けながら安心して働くことができる職場づくり検討事例集」も参考となります。(これらの資料は厚生労働省 HP「治療と職業生活の両立について <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115267.html>」に掲載。)

● 編集後記 ●

安倍改造内閣の政策「働き方改革」はスタートから約1年半が経過しました。私は現在、働き方改革巡回コンサルタントとして、巡回訪問希望企業の巡回をしています。改革をしたい社長の思いは大変熱く、社員さんも「残業が減った」「有給が取得しやすくなった」との意見があがってきます。しかし、現場では一方的な残業禁止と「ジタハラ」(業務量が変わらないまま、単に時短で働くように指示)となっているケースも。ジタハラは、隠れ残業の温床となりますし、様々な不正やトラブルの遠因ともなりかねませんので、要注意です。ジタハラに留意しつつ、現場が実現可能な残業削減を指示することで、自社の「働き方改革」を進めていきましょう。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)